

不整地運搬車運転技能講習のご案内

最大積載量が1トン以上の不整地運搬車運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施工令第20条第14号（就業制限に係る業務）により、不整地運搬車運転技能講習の修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記により不整地運搬車運転技能講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1. 開催日時・場所

※ 受付 午前7時45分 ・ 開講 午前8時

開催日	年間(R6.4.1～R7.3.31)随時受付(別紙予定表参照)
締切日	各開催日の2週間前
定員	20名(締切日前であっても定員になり次第締め切ります。)
会場	(一社)中部労働技能教習センター松本会場 松本市島内(小宮)729-1 電話 0263(47)4443

2. 受講資格及び受講料等

受講資格等(①～③のいずれかに該当)	所要日数	学科	実技	受講料 (消費税込)	教材費 (消費税込)
① 大型特殊自動車免許をお持ちの方	2日	7時間	4時間	36,300円	2,200円
② 大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持し、特別教育修了者で車両系建設機械又は不整地運搬車の運転業務従事経験が3月以上ある方					
③ 車両系建設機械(整地等)又は(解体用)運転技能講習を修了された方					

3. 受講申込み等

(1) 申込先 (一社)松本労働基準協会 松本市大字島内 3427 番地 51

TEL 0263 (40) 3600 FAX 0263 (48) 1388

(2) 提出書類

受講申込書	お申込は先着順となります。先に当協会へFAXし、その後郵送願います。受講料の支払方法等は、後日FAX致します。
写真(縦3.0cm 横2.5cm)1枚	受講申込書に貼付して下さい。(写真は申請前6カ月以内に撮影したもの)
自動車運転免許証の写し	受講申込書裏面に必要書類を貼付して下さい。 ※取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証の写しを添付して下さい。
該当するコースの修了証の写し	
受講資格②のみ 特別教育修了証の写し	
経験証明書	受講申込書裏面に必要事項を記入・捺印をして下さい。

※外国籍の方は、在留カード・住民票・旅券・外国人登録証明書のいずれかの写しを添付して下さい。

旧姓、通称併記をご希望の場合は、お名前の確認できる住民票、自動車運転免許証(氏名併記済)等の公的な証明書の写し添付。

4. 当日の持参品・その他(昼食は各自ご用意願います。)

学科：筆記用具、受講票

実技：作業着、安全な靴、軍手、ヘルメット(ある方は持参して下さい。)

長めの靴下(ズボンの裾を入れるため)、雨具、印鑑(修了証交付時に使用)

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」のお問い合わせは

〒380-0935 長野市中御所 1-22-1 長野労働局 職業安定部 職業対策課

電話 026 (226) 0866

不整地運搬車運転技能講習受講申込書

受付年月日	令和 年 月 日
受付番号	第 号
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿	
次のとおり受講申込みいたします。	
申込み日	令和 年 月 日
ふりがな	
氏名	(旧姓・通称名)
	※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 歳
現住所	〒 () 都・道府・県 市・区郡
	電話 携帯電話 FAX
勤務先	会社名
	〒 () 都・道府・県 市・区郡
	所在地 電話 FAX
資格等の有無	所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証の写しを貼付けて下さい。
	<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車免許 <input type="checkbox"/> 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 修了 <input type="checkbox"/> 大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持し、かつ、小型車両系又は不整地運搬車 特別教育修了者
裏面に自動車運転免許証・特別教育修了証 写しの貼付け および運転業務経験(3ヶ月以上)証明(事業主証明)を受けて下さい。	
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日
受講希望会場 (希望会場に○して下さい)	飯田・松本・長野・佐久・その他
	入校通知 送付先
	勤務先・現住所

【注意】 ○全日程とも、講習開始時刻に遅刻した場合は、理由の如何を問わず講習時間が不足するため受講できません。時間に余裕をもってお早めに受講会場へお越しください。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきました個人情報は、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用しません。また、お預かりした個人情報は、当センターが責任をもって管理いたします。

* 下の欄は当所で記入します。			
入所日	修了証番号		
修了日			
受講料	教材費	記事	

自動車運転免許証等（写） 貼付欄

裏面に表面の変更事項が記載されている場合は、裏面の写しも貼り付けて下さい。

特別教育修了証（写） 貼付欄

次の該当する種目の修了証写し（複数所持の場合は1種目で可）を貼付けて下さい。

- ・ 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務特別教育
- ・ 小型車両系建設機械（解体用）運転の業務特別教育
- ・ 不整地運搬車運転の業務特別教育

*** 修了証の写しは必ず、表裏の複写を貼り付けて下さい。**

* 取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写)を添付してください。

（修了証がない場合は、事業者による特別教育実施記録又は
実施証明書等の写しをA4版でコピーし提出して下さい）

運 転 業 務 経 験 証 明 書

受講者氏名

（次の1又は2に該当する場合は該当するものに○をし、_____の部分に該当する事項を記入して下さい。）

上記の者は、大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持しかつ

- 1、 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は解体の運転の業務に係わる特別教育を _____ 年 _____ 月に修了し、機体質量 3トン未満の（注1）_____ 運転の業務に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月の間 _____ 年 _____ ヶ月
- 2、 不整地運搬車の運転に係わる特別教育を _____ 年 _____ 月に修了し、最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転の業務に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月の間 _____ 年 _____ ヶ月

従事した経験を有することを証明する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名

社印

事業者・職・氏名

印

（注1）記入上の注意 機械のメーカー名は、商品記号等ではなく、バックホー、ブル・ドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ブレーカー、不整地運搬車等と記載してください。

【不整地運搬車運転技能講習 標準時間割】

第1コース【2日間】

(一社)中部労働技能教育センター

学科 7時間

実技 4時間

休憩時間 学科 1時間 毎5分間

実技 AM10:00～ 15分間

7時45分～受付 8時講習開始

時 間	講 習 科 目	講 習 時 間
1 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15	荷の運搬に関する知識 4.0
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み 学科 7時間
	13 : 00 ~ 15 : 05	運転に必要な力学の知識 2.0
	15 : 10 ~ 16 : 10	関係法令 1.0
	16 : 15 ~ 17 : 00	学科修了試験

時 間	講 習 科 目	講 習 時 間
2 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15	基本操作 荷の運搬 4.0
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み
	13 : 00 ~	実技修了試験 試験終了後、合格者に対して修了式実施。

松本会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の[受講にあたっての注意事項]を必ずご確認ください。)

区分	科目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	
技能講習	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)				3~8 (水~土)				21~26 (月~土)				3~8 (月~土)		
	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転(機体質量3t以上)	8~12 (月~金)	13~17 (月~金)	3~7 (月~金)	8~12 (月~金)	19~23 (月~金)	24~28 (火~土)	21~25 (月~金)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	14~18 (火~金)	3~7 (月~金)	10~14 (月~金)	
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)	7 (火)	7 (火)	26 (金)	26 (金)	9 (月)	9 (月)	9 (月)	18 (月)	18 (月)	18 (月)	24 (金)	24 (金)	21 (金)	
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)	1~2 (水~木)	1~2 (水~木)	29~30 (月~火)	29~30 (月~火)				5~6 (火~水)	5~6 (火~水)	5~6 (火~水)	29~30 (水~木)	29~30 (水~木)		
技能講習	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	18~19 (水~金)	23~24 (水~金)	12~13 (水~木)	4~5 (木~金)	5~6 (月~火)	13~14 (金~土)	13~14 (金~土)	28~29 (月~火)	14~15 (水~金)	23~24 (月~火)	27~28 (月~火)	13~14 (水~金)	27~28 (水~金)	
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※松本会場では小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習+セット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。													
	フォークリフト運転(最大荷重1t以上) ※赤字は休日講習	15~18 (月~木) 13~14・20~21 (土・日・土・日)	20~23 (月~木)	17~20 (月~木)	22~25 (月~木)	1~4 (月~木)	22~25 (月~木)	7~10 (水~土) 8/31~9/1~9/7~8 (土・日・土・日)	17~20 (火~金)	15~18 (火~金)	11~14 (月~木)	16~19 (月~木)	20~23 (月~木)	25~28 (火~金)	24~27 (月~木) 1~2+8~9 (土・日・土・日)
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)	7~10 (火~金)	7~10 (火~金)								18~21 (月~木)				
特別教育	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習	1~5 (月~金)	27~31 (月~金)	24~28 (月~金)	16~20 (火~土)			26~30 (月~金)	9/30~10/4 (月~金)		2~6 (月~金)	6~10 (月~金)	17~21 (月~金)		
	クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満) セット講習	22~26 (月~金)	11~12 (水~金)	20~21 (水~金)	16~20 (火~土)			22~23 (水~木)	26~27 (水~木)	7~8 (水~金)	12~13 (水~木)	10~12 (月~水)	10~12 (月~水)	18~19 (火~水)	
	クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	11~12 (水~金)	16~17 (水~金)	20~21 (水~金)	16~20 (火~土)			22~23 (水~木)	26~27 (水~木)	7~8 (水~金)	12~13 (水~木)	10~12 (月~水)	10~12 (月~水)	18~19 (火~水)	
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	4/30~5/1 (火~水)	14~15 (金~土)	14~15 (金~土)	14~15 (金~土)			5~6 (水~金)	5~6 (水~金)	10/31~11/1 (水~金)	10/31~11/1 (水~金)	25~26 (水~木)	25~26 (水~木)	3~4 (月~火)	3~4 (月~火)
特別教育	ローラー運転	24~25 (水~木)	24~25 (水~木)					2~3 (月~火)	2~3 (月~火)			30~31 (水~金)		5~6 (水~木)	
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)			10~11 (月~火)					30~31 (水~木)						
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)		27~28 (月~火)									24~25 (火~水)			
	巻上げ機(ワインチ)													6~7 (水~金)	
安全教育	フルハーネス型墜落防止器具使用作業	10 (水)	10 (水)	10 (月)	24 (月)				15 (火)	19 (火)	20 (金)	20 (金)	10 (月)		
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育														
	はい作業従事者安全教育							24 (火)							

長野会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の[受講にあたっての注意事項]を必ずご確認ください。)

区分	科目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転(機体質量3t以上)				3~7 (月~金)				2~6 (月~金)				6~10 (月~金)	3~7 (月~金)	
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)	8 (月)	8 (月)	10 (月)	10 (月)	8 (木)	8 (木)	7 (月)	7 (月)	15~16 (火~水)	9 (月)	27~28 (月~火)	21 (金)	17~18 (月~火)	
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)	15~16 (月~火)	15~16 (月~火)	26~27 (水~木)	26~27 (水~木)				15~16 (火~水)	15~16 (火~水)	7~8 (水~金)	12~13 (水~木)	16~17 (水~金)	17~18 (月~火)	
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	11~12 (水~金)	1~2 (水~木)	11~12 (火~水)	17~18 (水~木)	17~18 (水~木)	6~7 (水~木)	17~18 (火~水)	9~10 (水~木)	9~10 (水~木)	7~8 (水~金)	12~13 (水~木)	16~17 (水~金)	17~18 (月~火)	
技能講習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※長野会場では小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。													
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)														
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習	1~5 (月~金)	13~17 (月~金)	24~25 (月~金)	22~26 (月~金)	17~20 (月~木)	22~26 (月~金)	9~13 (月~金)	22~26 (月~金)	11~15 (月~金)	16~17 (月~火)	20~24 (月~金)	19~20 (水~木)	10~14 (月~金)	
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	17~18 (水~木)	17~18 (水~木)	24~25 (月~金)	13~14 (水~金)	24~25 (火~水)	21~22 (水~木)	21~22 (水~木)	24~25 (火~水)	17~18 (水~金)	16~17 (月~火)	19~20 (水~木)	26~27 (水~木)	19~21 (水~金)	
特別教育	ローラー運転														
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)														
	フルハーネス型墜落防止器具使用作業	21 (火)	21 (火)	16 (火)	16 (火)				15 (火)	19 (火)	20 (金)	29 (水)	10 (月)	28 (金)	

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用の一部を負担して頂くこととなります。